

中野区社会福祉会館条例新旧対照表(案)

改正案	現行
<p>第1条・第2条 (略) (使用手続)</p> <p>第3条 会館の施設(復帰センター及び支援センターを除く。以下この条から第7条までにおいて同じ。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第10条 (略) (指定管理者が行う業務に関する使用手続に係る規定等の準用)</p> <p>第11条 第3条の規定は、指定管理者が前条第2号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、第3条第1項中「会館の施設(復帰センター及び支援センターを除く。以下この条から第7条までにおいて同じ。)」とあるのは「会議室等」と、「区長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「施設」とあるのは「会議室等」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 (略) (休館日等)</p> <p>第12条 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 毎月の第3月曜日 (2) 1月1日から同月3日まで (3) 12月29日から同月31日まで</p> <p>2 前項の休館日のほか、次に掲げる日は、活動センターの休業日とする。</p> <p>(1) 1月4日 (2) 12月27日及び同月28日</p> <p>3 第1項の休館日のほか、次に掲げる日は、復帰センターの休業日とする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日(毎月の第3月曜日の属する週の土曜日を除く。) (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下単に「休日」という。)</p> <p>4 第1項の休館日のほか、次に掲げる日は、支援センターの休業日とする。</p> <p>(1) 月曜日 (2) 休日</p> <p>5 指定管理者(区長が会館の管理及び運営を行うときは、区長。次条第5項において同じ。)は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する休館日若しくは前3項に規定する休業日を変更</p>	<p>第1条・第2条 (略) (使用手続)</p> <p>第3条 会館の施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第10条 (略) (指定管理者が行う業務に関する使用手続に係る規定等の準用)</p> <p>第11条 第3条の規定は、指定管理者が前条第2号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、第3条第1項中「会館の施設」とあるのは「会議室等」と、「区長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「施設」とあるのは「会議室等」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 (略) (休館日等)</p> <p>第12条 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 毎月の第3月曜日 (2) 1月1日から同月3日まで (3) 12月29日から同月31日まで</p> <p>2 前項の休館日のほか、次に掲げる日は、活動センターの休業日とする。</p> <p>(1) 1月4日 (2) 12月27日及び同月28日</p> <p>3 第1項の休館日のほか、次に掲げる日は、復帰センターの休業日とする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日(毎月の第3月曜日の属する週の土曜日を除く。) (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下単に「休日」という。) (3) 毎月の第3月曜日(休日に当たるときに限る。)の翌日</p> <p>4 第1項の休館日のほか、次に掲げる日は、支援センターの休業日とする。</p> <p>(1) 月曜日(休日に当たるときは、その直後の第1項の休館日又は休日でない日) (2) 休日</p> <p>5 指定管理者(区長が会館の管理及び運営を行うときは、区長。次条第5項において同じ。)は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する休館日若しくは前3項に規定する休業日を変更</p>

し、又は臨時に休館日若しくは休業日を定めることができる。

- 6 前項の規定により、指定管理者が休館日若しくは休業日を変更し、又は臨時に休館日若しくは休業日を定めるときは、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(開館時間等)

第13条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、復帰センターの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、支援センターの使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 日曜日及び土曜日 午前10時から午後5時まで

(2) 火曜日、水曜日及び木曜日 午前11時30分から午後7時30分まで

(3) 金曜日 午後1時から午後8時30分まで

- 4 第1項の規定にかかわらず、活動センター及び会議室の使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間内とする。

(1) 午前 午前9時から正午まで

(2) 午後 午後1時から午後5時まで

(3) 夜間 午後6時から午後10時まで

- 5 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する開館時間及び前項に規定する会議室の使用時間を変更することができる。

- 6 前項の規定により指定管理者が開館時間又は会議室の使用時間を変更しようとするときは、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 7 区長は、特に必要があると認めるときは、第2項及び第3項に規定する使用時間並びに第4項に規定する活動センターの使用時間を変更することができる。

第14条～第16条 (略)

附 則 (略)

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

し、又は臨時に休館日若しくは休業日を定めることができる。

- 6 前項の規定により、指定管理者が休館日若しくは休業日を変更し、又は臨時に休館日若しくは休業日を定めるときは、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(開館時間等)

第13条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、復帰センターの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、支援センターの使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 日曜日、木曜日及び土曜日 午前9時から午後4時30分まで

(2) 火曜日、水曜日及び金曜日 午前9時から午後8時30分まで

- 4 第1項の規定にかかわらず、活動センター及び会議室の使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間内とする。

(1) 午前 午前9時から正午まで

(2) 午後 午後1時から午後5時まで

(3) 夜間 午後6時から午後10時まで

- 5 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する開館時間及び前項に規定する会議室の使用時間を変更することができる。

- 6 前項の規定により指定管理者が開館時間又は会議室の使用時間を変更しようとするときは、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 7 区長は、特に必要があると認めるときは、第2項及び第3項に規定する使用時間並びに第4項に規定する活動センターの使用時間を変更することができる。

第14条～第16条 (略)

附 則 (略)